

令和2年度 調剤報酬改定

＜対物業務編＞
～調剤基本料・調剤料～

2020年3月5日（木）
（株）メディカルホールディングス

【調剤基本料】

| 点数名 | 改定前 | 改定後 |
|--------------------------------------|-----|----------|
| 調剤基本料 | | |
| 調剤基本料 1 | 42 | 42 |
| 調剤基本料 2 | 26 | 26 |
| 調剤基本料 3 | | |
| イ 同一グループ処方箋受付回数 <u>3.5</u> 万回超40万回以下 | 21 | 21 |
| ロ 同一グループ処方箋受付回数40万回を超える場合 | 16 | 16 |
| 特別調剤基本料 | 11 | <u>9</u> |

【調剤基本料】

調剤基本料（処方箋受付1回につき） 同一患者から他医療機関の処方箋を同時受付の場合、2回目以降受付は80/100

| | | | | | |
|-------------------------------|---|--|-----|--|--|
| 調剤基本料1 | | | 42点 | 後発品割合 40% 以下の場合 ▲ 2点 (受付回数月600回以下は除く) | 以下のいずれかの場合 50/100 相当の点数を算定 (小数点以下第一位を四捨五入) ● 受結率50%以下 ● 受結率、単品単価契約率、一律値引き契約状況の未報告 ● かかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間10回(特別調剤基本料の薬局は100回)実施していない薬局(ただし処方箋の受付回数が600回以下/月の保険薬局を除く) |
| 調剤基本料2 | 受付回数：4,000回超/月 かつ 集中度：70%超 | 【下記の全ての場合：対象除外で基本料1を算定】 ・厚生労働大臣が定める地域(基本診療料の施設基準別表6の2)に所在する ・所在する地域において、保険医療機関数が10以下かつ病床が200床以上の保険医療機関が存在しないこと(特定区以外の保険医療機関の集中率7割以上であれば、その保険医療機関をカウントを含む) ・受付回数が2,500回/月を超えない | 26点 | | |
| | 受付回数：2,000回超/月 かつ 集中度：85%超 | | | | |
| | 受付回数：1,800回超/月 かつ 集中度：95%超 | | | | |
| 調剤基本料3 イ | 特定の保険医療機関の受付回数：4,000回超/月 ● (保険薬局の所在する建物内に複数保険医療機関が所在する場合は、当該保険医療機関全て合算した回数) ● (同一グループ内の保険薬局で、集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合、合算した受付回数) | | 21点 | | |
| | 3.5万回超~4万回以下 集中度 95%超 | | | | |
| | 月グループ受付回数：合計 3.5万回超 ~40万回 | 4万回超~40万回以下 集中度 85%超 | | 集中度 85%超 | |
| 調剤基本料3 ロ | 特定の保険医療機関と不動産の貸借関係あり | | 16点 | | |
| | 特定の保険医療機関の集中度：85%超 | | | | |
| 特別調剤基本料 | 特定の保険医療機関と不動産の貸借関係あり | | 9点 | | |
| | 保険医療機関 と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局(同一建物内に診療所がある場合を除く)であり、当該医療機関の集中度 70%超 | | | | |
| 調剤基本料1、2、3のイ・ロのいずれにも該当しない保険薬局 | | | | 経過措置 令和2年9月30日 | |

【調剤基本料】診療所敷地内薬局の要件

診療所の敷地内に所在し、以下のいずれかに該当する場合

- ①当該診療所と不動産の賃貸借取引関係にあり、
平成30年4月1日以降に開局
- ②当該診療所が譲り渡した不動産を利用して、
平成30年4月1日以降に開局
- ③当該診療所に対し、薬局が所有する会議室などの設備
を貸与している
- ④当該診療所から開局時期の指定を受け、
平成30年4月1日以降に開局

なお保険薬局の建物内に診療所が所在している場合は適用されません。

【調剤基本料】その他変更点

- 後発品への置き換え率が**40%以下**の薬局は ▲2点
(経過措置:令和2年9月30日)
- 特別調剤基本料算定薬局のうち、「かかりつけ機能に係る基本的な業務」を年間**100回**実施していない場合、50/100にて算定
- **2以上の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受付した場合、受付が2回目以降の調剤基本料は80/100にて算定**
- **処方箋の受付回数に、単一建物診療患者（在宅患者訪問薬剤管理指導料）1人、単一建物居住者（居宅療養管理指導費）1人の場合を含める**

【調剤基本料】後発医薬品調剤体制加算

| 点数名 | 改定前 | 改定後 |
|-----------------------|-----|-----------|
| 後発医薬品調剤体制加算 | | |
| 後発医薬品調剤体制加算 1 (75%以上) | 18 | <u>15</u> |
| 後発医薬品調剤体制加算 2 (80%以上) | 22 | 22 |
| 後発医薬品調剤体制加算 3 (85%以上) | 26 | <u>28</u> |

＜参考＞ 医療機関の一般名処方加算

| 点数名 | 改定前 | 改定後 |
|----------------------|-----|----------|
| 処方箋料 | | |
| 一般名処方加算 1 (すべてが一般名) | 6 | <u>7</u> |
| 一般名処方加算 2 (一部品目が一般名) | 4 | <u>5</u> |

<参考> 医療機関のバイオ後続品促進策

| 点数名 | 改定前 | 改定後 |
|--|-----|------------|
| 在宅自己注射指導管理料 <u>バイオ後続品導入初期加算 (3月を限度)</u> | — | <u>150</u> |

【 主な算定要件 】

- 患者にバイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を処方

【調剤基本料】地域支援体制加算

| 点数名 | 改定前 | 改定後 |
|----------|-----|-----------|
| 地域支援体制加算 | 35 | <u>38</u> |

【 主な施設基準 】

【全調剤基本料共通（現行と変更なし）】

- 備蓄品目：1,200品目以上
- 24時間対応・在宅業務（連携する薬局も含めて対応可）（薬剤師会等を通じて周知徹底）
- 開局時間：週45時間以上開局（平日は8時間以上/日&土日はいずれかで開局）
- 管理薬剤師要件：・5年以上の薬局勤務経験・32時間以上/週勤務・1年以上在籍
- プレアボイド事例の把握・収集に関する取組実績
- 副作用報告実施体制
- 研修実施：スタッフの資質向上のため、研修実施計画を作成、実施
- プライバシーに配慮した構造 （高齢者への配慮等の観点から着座の体制が望ましい）
- 健康相談・健康教室を行っている旨の掲示・健康情報拠点としての役割を果たす
- PMDAメディナビ登録
- 患者ごとに薬剤服用歴の記録を作成、必要な指導を行う
- 薬剤の情報提供体制(内服薬製剤の特徴、緊急安全性情報速報、回収情報 など)
- OTC、医療材料、衛生材料の供給体制
- 集中度85%超の場合、後発品率50%以上

【調剤基本料】地域支援体制加算

【 主な施設基準 】

- 【調剤基本料 1 を算定している薬局】
下記の 5 つのうち 4 つ以上を満たすこと
(ただし、①～③は必須)

- ① 麻薬小売業者の免許
- ② 在宅実績年 12 回以上
※「在宅協力薬局」(現「サポート薬局」)として業務を行った場合を含む。(同一グループ薬局に対して実施した場合を除く)
- ③ かかりつけ薬剤師指導料 or かかりつけ薬剤師包括管理料 の届出
- ④ 患者の服薬情報等を文書で医療機関に提供した実績年 12 回以上
(服薬情報等提供料の算定、同等の業務を行った場合を含む)
- ⑤ 薬剤師研修認定制度等の研修を修了した薬剤師が地域の多職種連携会議に年 1 回以上出席

[経過措置]

調剤基本料 1 を算定する実績要件は令和3年4月1日より適用することとし、令和3年3月31日までの間はなお従前の例による。

【 主な施設基準 】

- 【調剤基本料 1 以外を算定している薬局】
以下の 9 つのうち 8 つ以上を満たすこと

- ・①から⑧までは常勤薬剤師一人当たりの直近 1 年間の実績
 - ・⑨は薬局当たりの直近の 1 年間の実績
- ①夜間・休日等の対応実績 400回以上
 - ②麻薬指導管理加算⇒
調剤料の麻薬加算算定回数 10回以上
 - ③重複投薬・相互作用等防止加算等の実績 40回以上
 - ④かかりつけ薬剤師指導料等の実績 40回以上
 - ⑤外来服薬支援料の実績 12回以上
 - ⑥服用薬剤調整支援料の実績 1回以上
 - ⑦単一建物診療患者が 1 人の場合の在宅薬剤管理の実績 12回以上
※「在宅協力薬局」として業務を行った場合を含む。(同一グループ薬局に対して実施した場合を除く)
 - ⑧服薬情報等提供料の実績 60回以上 ※服薬情報等提供料の算定、同等の業務を行った場合を含む
 - ⑨薬剤師研修認定制度等の研修を修了した薬剤師が地域多職種連携会議に 5 回以上出席

【調剤料】

| 点数名 | 改定前 | 改定後 |
|---------------------------------|-----|--------------|
| 調剤料 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。） （1剤につき） | | |
| 1 4日分以下の場合 | | |
| 7日目以下の部分（1日分） | 5 | 5 |
| 8日目以上の部分（1日分） | 4 | 4 |
| <u>7日目以下の場合</u> | — | <u>28</u> |
| <u>8日目以上14日以下の場合</u> | — | <u>55</u> |
| 1 5日分以上21日分以下の場合 | 67 | <u>64</u> |
| 2 2日分以上30日分以下の場合 | 78 | <u>77</u> |
| 3 1日分以上の場合 | 86 | 86 |

調剤料改定の
イメージ

